

運賃及び料金の設定、変更後30日以内に運賃料金設定（変更）の届出を行わないと罰則（100万円以下の罰金）があります。

貨物自動車運送事業法

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
十 第六十条第一項（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、貨物自動車運送事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる

貨物自動車運送事業報告規則（国土交通省令）

第二条の二 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者は、**運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定（変更）届出書を、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係るものにあつては所轄地方運輸局長（特別積合せ貨物運送に係る運賃及び料金であつて、届出に係る運行系統が二以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が百キロメートル以上である場合にあつては国土交通大臣）に、貨物軽自動車運送事業に係るものにあつてはその主たる事務所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に、それぞれ提出しなければならない。**

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 事業の種別（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の別をいう。）
- 三 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
- 四 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合にあつては、新旧の対照を明示すること。）
- 五 実施日

運賃や約款の掲示をしていない場合、虚偽の掲示をした場合、罰則（50万円以下の過料）があります。

貨物自動車運送事業法

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。
二 第十一条の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

第十一条 一般貨物自動車運送事業者は、**運賃及び料金（個人（事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。）を対象とするものに限る。）**、**運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。**